



# 鳥取県公報

平成27年 4 月 17 日 (金)  
第 8 6 9 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定 (283) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	土地改良区の役員の就退任 (284) (中部総合事務所農林局) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (285) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成27年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所  
米子市彦名新田663の2、664の20
- 2 指定の目的  
風害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年4月17日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 武	倉吉市鴨河内2520-1
〃	栗 原 隆 政	倉吉市鴨河内1641
〃	野 儀 重 憲	倉吉市福山236
〃	山 根 昭 浩	倉吉市石塚208-1
〃	小 谷 義 則	倉吉市上古川312-1
〃	山 根 清 人	倉吉市上古川317
〃	太 田 光 紘	倉吉市蔵内97
〃	松 本 俊 一	倉吉市小鴨978
〃	高 田 茂	倉吉市中河原355-1
〃	荒 川 靖 之	倉吉市中河原569
〃	黒 川 幸 人	倉吉市北野490
〃	山 本 和 雄	倉吉市生田661
〃	大 田 正 規	倉吉市丸山町566-2
〃	長谷川 稔	倉吉市西倉吉町25-15
〃	水 砂 正 美	倉吉市福守町326
監 事	入 澤 須賀雄	倉吉市耳616
〃	米 田 健 二	倉吉市鴨河内918
〃	加 島 豊 年	倉吉市不入岡317-1
〃	坂 本 福 朗	倉吉市旭田町87

平成27年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	竺 原 明 広	倉吉市耳589
〃	山 本 武	倉吉市鴨河内2520-1
〃	栗 原 隆 政	倉吉市鴨河内1641
〃	野 儀 進	倉吉市福山407-2
〃	山 根 昭 浩	倉吉市石塚208-1
〃	山 根 清 人	倉吉市上古川317
〃	藤 井 大 輔	倉吉市蔵内78-1
〃	山 下 賢 一	倉吉市小鴨864-1
〃	高 田 茂	倉吉市中河原355-1
〃	荒 川 靖 之	倉吉市中河原569
〃	黒 川 幸 人	倉吉市北野490
〃	山 本 和 雄	倉吉市生田661
〃	大 田 正 規	倉吉市丸山町566-2
〃	長谷川 稔	倉吉市西倉吉町25-15
〃	池 田 栄 彦	倉吉市福守町532
監 事	山 本 正 雄	倉吉市鴨河内451
〃	小 谷 義 則	倉吉市上古川312-1
〃	加 島 豊 年	倉吉市不入岡317-1
〃	坂 本 福 朗	倉吉市旭田町87

平成27年4月6日就任 任期3年

### 鳥取県告示第285号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成27年4月17日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成27年2月19日 鳥取県指令第201400177147号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市三軒屋町字砂屋敷4372
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市渡町1151  
若松 稔

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

Microsoft Office 365 Pro Plusライセンス 合計数量4,165本

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 利用期間

入札説明書による。

## (4) 納入期限

入札説明書による。

## (5) 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部情報政策課

## (6) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に入札説明書に定める各年度の調達数量及び利用期間を乗じて得た金額を契約金額とする。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が、事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年5月13日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 平成27年4月17日（金）から同年6月9日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 平成27年4月17日（金）から同年6月9日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

## 3 契約担当課

鳥取県総務部情報政策課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7614

電子メール [jouhou@pref.tottori.jp](mailto:jouhou@pref.tottori.jp)

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール [buppinkeiyaku@pref.tottori.jp](mailto:buppinkeiyaku@pref.tottori.jp)

## (3) 入札説明書の交付方法

平成27年4月17日（金）から同年5月22日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成27年4月17日（金）から同年5月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年6月9日（火）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日（月）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階未来づくり推進局・総務部会議室

5 入札者に要求される事項

（1）入札は、紙入札により行うこと。

（2）入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の（1）の場所に平成27年5月22日（金）午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額に入札説明書に定める各年度の調達数量及び利用期間を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Microsoft Office 365 Pro Plus License total 4165

(2) May 22, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 9, 2015 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(June 8, 2015 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department Tottori

Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7614